

西宮市屋外広告物条例第12条第2項の規定に基づく許可の基準

西宮市屋外広告物条例（平成19年西宮市条例第31号。以下「条例」という。）第12条第2項の規定による許可の基準を次のとおり定める。

平成20年3月27日

西宮市長 山田 知

1 一定要件を満たす道路沿道において自家用広告物等を表示し、又は設置する場合の特例次の（1）に掲げる対象道路としての要件及び（2）に掲げる対象区間としての要件のすべてを満たす道路の沿道において自家用広告物等を表示し、又は設置する場合について、（3）に掲げる特例の基準を定める。

（1） 対象道路としての要件

ア 当該道路沿道のいずれか一方の側の都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号における用途地域が第二種中高層住居専用地域として定められており、かつ、残りの一方の側が第二種中高層住居専用地域として、又は商業系店舗・事務所等における用途制限が第二種中高層住居専用地域よりも緩やかな用途地域（以下「より緩やかな用途地域」という。）として定められていること。

イ 当該地域における道路交通上、幹線道路として利用されている国道、県道又は市道で、2車線以上であり、かつ、その両側に歩道を有する道路であること。

ウ 当該道路の両側の路端から30メートル以内のそれぞれの区域における店舗、営業所等の商業・業務系の建築物の全建築物に対する割合が、いずれも50パーセントを超えていること。

（2） 対象区間としての要件

当該区間の始点及び終点が、2車線以上の他の道路と交差する交差点又はより緩やかな用途地域と接している区間であること。

（3） 禁止地域における適用除外の許可の基準

ア 屋上を利用するもの

区分	特例基準
（ア） 広告物等の高さ	地上から設置する箇所までの高さの2分の1以下であること。
（イ） 広告物等の上端の地上からの高さ	10メートル以下であること。
（ウ） 表示・設置場所	a 木造建築物の屋上には表示し、又は設置しないものであること。 b この特例の基準が適用される路線に面する方向へ向けて

	のみ表示し、又は設置するものであること。
(エ) その他の表示方法	<p>a 建築物（屋上構造物を除く。）の壁面の延長面から突出しないものであること。</p> <p>b 支柱や骨組みが露出しないようルーバーなどにより遮へいするものであること。</p> <p>c ネオン管の露出しているネオンサインを使用せず、かつ、光源の点滅が急速でないものであること。</p>

イ 壁面を利用するもの

区分	特例基準
(ア) 表示面積の合計等	<p>a 広告物等が表示され、又は設置される建築物の地上から2階部分までの壁面面積の5分の1以下であること。</p> <p>b 広告幕にあっては、長さは15メートル以下とし幅は1.5メートル以下であること。</p>
(イ) 広告物等の上端の地上からの高さ	<p>10メートル以下であること。ただし、ビル名、マンション名等、広告物等が表示され、又は設置される建築物の名称を表示するもので次のいずれにも該当するものにあつては、1枚（基）に限り、高さの限度を超えて表示し、又は設置することができる。</p> <p>a 表示面の上端から下端までの長さは5メートル以下であること。</p> <p>b ネオン管の露出しているネオンサインを使用せず、かつ、光源の点滅が急速でないものであること。</p>
(ウ) 表示・設置場所	この特例の基準が適用される路線の路端から30メートル以内に設置し、又は表示するものであること。
(エ) その他の表示方法	<p>a 壁面の外郭線から突出しないものであること。</p> <p>b 窓又は開口部をふさがないものであること。ただし、広告幕については、この限りでない。</p> <p>c 意匠が同一のものにあつては、1壁面に1枚（基）であること。</p>

ウ 壁面より突出するもの

区分	特例基準
(ア) 建築物等からの出幅	建築物の壁面から1.5メートル以下で、かつ、道路境界線から1メートル以下であること。
(イ) 広告物等の上端の地上からの高さ	10メートル以下であること。ただし、広告物等を表示し、又は設置する建築物において、自己の事業所、店舗等（以下「事業所等」という。）が占有する階層の壁面に表示し、又は設置するものにあつては、1事業所等につき1枚（基）に限り、高さの限度を超えて表示し、又は設置することができる。
(ウ) 広告物等の下端の道路面からの高さ	2.5メートル以上であること。
(エ) 表示・設置場所	この特例の基準が適用される路線に面する壁面にのみ表示し、又は設置するものであること。
(オ) その他の表示方法	<p>a 壁面の上端を超えて突出しないものであること。</p> <p>b 広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出しない</p>

法	ものであること。 c ネオン管の露出しているネオンサインを使用せず、かつ、光源の点滅が急速でないものであること。
---	---

エ 自己の敷地に建植えするもの

区分	特例基準
(ア) 表示面積	a 広告板にあっては、1方向の表示面の面積は20平方メートル以下で、かつ、表示面積は40平方メートル以下であること。 b 広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計は30平方メートル以下で、かつ、表示面積は60平方メートル以下であること。
(イ) 数量	2基以下であること。
(ウ) 広告物等の上端の地上からの高さ	10メートル以下であること。
(エ) 表示・設置場所	この特例の基準が適用される路線の路端から30メートル以内に設置し、又は表示するものであること。
(オ) その他の表示方法	広告物等の上端の地上からの高さが5メートルを超えるものを表示し、又は設置する場合は、ネオン管の露出しているネオンサインを使用せず、かつ、光源の点滅が急速でないものであること。

2 施設等への案内誘導のためのものを同一の物件に集合して表示し、又は設置する場合の特例

次の(1)に掲げるすべての要件を満たすものについて、(2)に掲げる特例の基準を定める。

(1) 要件

ア 施設等への案内誘導のためのもの（以下「案内誘導広告物等」という。）を表示し、又は設置する場所が、高速自動車国道又は自動車専用道路の出口周辺（料金所又は本線とランプの分合流点から概ね距離1キロメートル以内）にあり、かつ、交差点の側端から30メートル以内（交通信号機からの距離5メートル以内は除く。）にあること。

イ 特定の地区又は地点へ誘導する広告物（方面、方向及び距離を表示したもの。以下「方面誘導広告物」という。）又は公共広告物（以下これらを「方面誘導広告物等」という。）を案内誘導広告物等と併せて掲出するものであること。

ウ 案内誘導広告物等を表示し、又は設置する場所において、良好な沿道景観の形成及び円滑な交通の確保の観点から、その集合化を図ることが特に必要であると認められること。

(2) 許可地域（特定区域）等における許可の基準及び禁止地域における適用除外の許可の基準

区分	特例基準
ア 1方向の表示面の面積	案内誘導広告物等を同一の物件に集合して表示し、又は

<p>(広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)</p>	<p>設置する場合にあっては、1方向の表示面の面積の合計は、8平方メートル以下とし、かつ、一の施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積は、1平方メートル以下であること。ただし、方面誘導広告物等に係る表示部分の表示面積が4平方メートル以内に限り、当該面積に算入しないことができる。</p>
<p>イ 広告物等の上端の地上からの高さ</p>	<p>7メートル以下（方面誘導広告物等に係る表示部分を除いた高さは、5メートル以下）であること。</p>
<p>ウ 広告物等の相互間の距離</p>	<p>(ア) 同一方向を誘導する場合にあっては、1メートル以上であること。 (イ) 異なる方向を誘導する場合にあっては、3メートル以上であること。</p>
<p>エ その他の表示方法</p>	<p>(ア) 名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示するものであること。 (イ) ネオンサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものであること。 (ウ) アに掲げる場合にあっては、形状面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一したものであること。 (エ) 公共広告物に係る表示部分の面積は、方面誘導広告物等に係る表示部分の表示面積の2分の1以下であること。</p>

3 大規模小売店舗等において自己の敷地に建植える自家用広告物等を表示し、又は設置する場合の特例

次の(1)に掲げるすべての要件を満たすものについて、(2)に掲げる特例の基準を定める。

(1) 要件

ア 次のいずれかに係る自家用広告物等であること。

(ア) 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年10月1日法律第109号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗

(イ) 消費生活協同組合法(昭和23年7月30日法律第200号)に基づく消費生活協同組合が設置する店舗のうち、一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超えるもの

(ウ) 農業協同組合法(昭和22年11月19日法律第132号)に基づく農業協同組合が設置する店舗のうち、一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超えるもの

イ 設置しようとする自家用広告物等が、当該店舗及び専らこれの用に供する自動車及び自転車の駐車場所(以下これらを「駐車場」という。)への円滑な誘導に特に必要と認められるもの。

(2) 基準

ア 許可地域等における許可の基準

区分	特例基準	
	店舗面積が3000平方メートル以上のもの	店舗面積が500平方メートルを超え、3000平方メートル未満のもの
(ア) 数量	敷地に接する道路（道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。）ごとに2基以下であること。ただし、駐車場の場所を表示する広告物、駐車場への進入路及び退出路を表示誘導する広告物、駐車場の満空を表示する広告物、駐車場を管制するための広告物並びにこれらに類する広告物（以下これらを「駐車場表示広告物等」という。）は、基数に算入しないことができる。	2基以下であること。ただし、駐車場表示広告物等は基数に算入しないことができる。
(イ) その他の表示方法	<p>a 商業系地域以外の地域にあつては、広告物等の上端の地上からの高さが5メートルを超えるものを表示し、又は設置する場合は、ネオン管の露出しているネオンサインを使用せず、かつ、光源の点滅が急速でないものであること。</p> <p>b 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積が当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以下であること。</p>	<p>a 商業系地域以外の地域にあつては、広告物等の上端の地上からの高さが5メートルを超えるものを表示し、又は設置する場合は、ネオン管の露出しているネオンサインを使用せず、かつ、光源の点滅が急速でないものであること。</p> <p>b 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積が当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以下であること。</p>

イ 禁止地域における適用除外の許可の基準

区分	特例基準	
第1種禁止地域	(ア) 表示面積の合計	1事業所等につき、10平方メートル以下で、かつ、自己の氏名、名称、店名又は商標以外の表示部分の面積の合計が5平方メートル以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、合計5平方メートル以内に限り、表示面積に算入しないことができる。
	(イ) 数量	3枚（基、個）以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、基数に算入しないことができる。
	(ウ) その他の表示方法	<p>a 建築物の壁面から突出しないものであること。</p> <p>b ネオンサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものであること。</p> <p>c 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積が当該表示部分の存す</p>

第2種禁止地域	(ア) 表示面積の合計	る表示面の面積の4分の1以下であること。 1事業所等につき、20平方メートル以下で、かつ、自己の氏名、名称、店名又は商標以外の表示部分の面積の合計が10平方メートル以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、合計10平方メートル以内に限り、表示面積に算入しないことができる。
	(イ) 数量	4枚(基、個)以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、基数に算入しないことができる。
	(ウ) その他の表示方法	a ネオンサイン等を使用しないものであること。ただし、建築物を利用するネオンサイン等(ネオン管の露出しているネオンサインを除く。)については、この限りではない。 b 光源の点滅がないものであること。 c 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積が当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以下であること。
第3種禁止地域	(ア) 表示面積の合計	1事業所等につき、30平方メートル以下で、かつ、自己の氏名、名称、店名又は商標以外の表示部分の面積の合計が15平方メートル以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、合計15平方メートル以内に限り、表示面積に算入しないことができる。
	(イ) 数量	5枚(基、個)以下であること。ただし、駐車場表示広告物等については、基数に算入しないことができる。
	(ウ) その他の表示方法	a ネオン管の露出しているネオンサインを使用しないものであること。 b cに掲げるものを除き、光源の点滅が急速でないものであること。 c 高速自動車国道及び自動車専用道路の区間並びにこれらから展望できる地域で条例第10条第1項第15号に規定する市長が指定する区域に存する建築物の屋上に表示し、又は設置する広告板又は広告塔にあっては、光源の点滅がないものであること。 d 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積が当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以下であること。

4 実施日 平成20年4月1日